

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月3日）

提案課名 行政経営課

報告者名 小泉 康男

事案名	「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」の策定について	有 資料 無
提案趣旨	<p>公共施設の使用料は、平成29年10月の使用料見直し時の考え方にに基づき算出していますが、老朽化した施設を更新した後の使用料について、算定根拠にしている減価償却費相当額の上昇により、建て替え後の床面積が減少した場合でも、現行の使用料と比較して大幅に増額となるケースが生じます。</p> <p>更新後の施設を最大限に活用するため、一定の要件を満たせば、市民に使いやすい料金設定に変更できるものとし、その要件を基準として決めましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>1 趣旨 更新後の公共施設に係る使用料の額の算定について必要な事項を定める。</p> <p>2 対象施設 公民館等の市民が利用する施設20施設が対象</p> <p>3 使用料の額の算定手順</p> <p>(1) 「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」に基づき使用料の額を試算し、その試算した額を使用料とする。</p> <p>(2) ただし、次に掲げる全ての要件を満たす場合には使用料の額を調整できる。</p> <p>ア 更新前における同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が2倍以上となること。</p> <p>イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。</p> <p>ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。</p>	
経過	<p>平成26年11月 秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針を策定</p> <p>平成29年10月 利用者負担の適正化と維持管理経費の確保を目的とした、公共施設使用料の見直しを実施</p> <p>令和元年7月 西中学校多機能型体育館等整備工事着手及び、新たな西公民館の</p> <p>～12月 使用料について、算定実施。基準の必要性及び内容について検討</p> <p>令和2年1月14日 政策会議に付議（「更新後の公共施設における使用料の算定に関する基準」の策定及び「秦野市立公民館条例」の一部改正について）</p>	
今後の進め方	令和2年2月 施設を所管する関係各課へ周知	

更新後の公共施設に係る使用料の額の算定に関する基準

(令和 2 年 1 月 1 6 日施行)

(趣旨)

- 1 この基準は、更新（老朽化した施設の建替えをいう。）した後の公共施設に係る使用料の額の算定について必要な事項を定める。

(対象施設)

- 2 この基準の対象とする公共施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げる公共施設とする。

- (1) 秦野市立公民館
- (2) 秦野市立サンライフ鶴巻
- (3) 秦野市文化会館
- (4) 秦野市立宮永岳彦記念美術館
- (5) 秦野市立図書館
- (6) 秦野市ほうらい会館
- (7) 秦野市保健福祉センター
- (8) 秦野市広畑ふれあいプラザ
- (9) 秦野市末広ふれあいセンター
- (10) 秦野市表丹沢野外活動センター
- (11) 秦野市曲松児童センター
- (12) 秦野市中野健康センター
- (13) 秦野市里山ふれあいセンター
- (14) 秦野市カルチャーパーク総合体育館
- (15) 秦野市カルチャーパーク陸上競技場
- (16) 秦野市カルチャーパーク野球場
- (17) 秦野市カルチャーパーク庭球場
- (18) 秦野市カルチャーパーク水泳プール
- (19) 秦野市おおね公園
- (20) 秦野市立野緑地庭球場

(使用料の額の算定手順)

- 3 更新後の対象施設に係る使用料の額は、次に掲げる手順で算定するものとする。

- (1) 試算

秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（平成 2 6 年 1 1 月

策定) 8 適正化を図るための統一基準の基準 2 に定める算定方法により使用料の額を試算する。この場合において、算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 使用料の額

使用料の額は、前号の規定により算出した額とする。

(3) 使用料の額の調整

前号の規定にかかわらず、第 1 号の規定により算出した額を使用料の額とした場合において、次に掲げる全ての要件（更新前における同種・同規模の施設がないときは、イに掲げる要件）を満たす施設については、使用料の額を調整して定めることができる。

ア 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が 2 倍以上となること。

イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。

ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 月 16 日から施行する。

更新後の公共施設における使用料の額の算定に関する基準

《逐条解説》

令和2年1月
行政経営課

【基準策定の背景】

公共施設の使用料については、利用者負担の適正化と維持管理経費の確保を目的として、平成29年10月に見直しを行っています。

また、令和元年12月現在において、西中学校の体育館及び武道場と合築する形で西公民館を建設中であり、令和2年秋には新しい西公民館が完成する予定です。

一方で、平成29年10月の使用料見直しにより、実質的に値上げとなった部屋・室が多いにもかかわらず、平成30年度決算ベースの使用料収入は、およそ7,000万円増としていた増収見込みよりも低い2,682万円の増加となっています。この主な要因は、①同程度の広さの部屋であれば建築年度が古く低額の部屋が多く使用される、②同じ施設内の部屋であれば、使用料が低額となる狭い部屋が多く使用される、③団体による専用利用が全体的に減少している、の3つが影響していると分析しています。

新しい西公民館の使用料については、平成29年度の使用料見直し時における算定の考え方（秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針）を踏襲して試算した結果、最も利用が多いと思われる多目的ホールの使用料が現行の2倍となる1,600円/時間となりましたが、この使用料設定では、団体の専用利用が減少している中で、新たな施設が効果的に活用されるのか疑問があります。

以上のような状況を踏まえて、既存の公共施設を更新した場合における使用料算定の考え方を基準として定めるものです。

【逐条解説】

（趣旨）

- 1 この基準は、更新（老朽化した施設の建替えをいう。）した後の公共施設に係る使用料の額の算定について必要な事項を定める。

秦野市公共施設再配置計画第1期基本計画後期実行プラン（平成28年3月策定）では、公共施設の一斉更新時期の到来に対応するため、小学校区を基本単位とした地域コミュニティ拠点を設定し、施設の複合化を進めていくことで床面積を削減し、人口減少により税収が減少した中でも公共施設を良

好な状態で維持することとしています。

令和元年12月現在においては、複合化の第1号として「西中学校多機能型体育館」を建設中であり、西中学校の体育館及び格技室とこれに隣接する西公民館が新たな施設として誕生する予定です。

現在の使用料算定の考え方によると、不特定多数の市民に開放している有料施設を複合化した場合だけではなく、複合化せずに単独の施設として更新した場合においても、コストに算入している減価償却費相当額の上昇と、建替え後の床面積の減少により、部屋・室の使用料は現行よりも上昇することになります。

一方で、更新により旧施設よりも新しく、使い勝手の良い施設となるため「積極的に市民の利用を促したい」という考え方もあり、利用を促すためには使用料がどのような設定となっているかが大きなポイントとなります。

本基準は、平成29年10月の使用料見直し時の考え方を基本としつつ、更新後の施設の市民利用を促すために、その使用料の算定方法を定めるものです。

(対象施設)

2 この基準の対象とする公共施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げる公共施設とする。

- (1) 秦野市立公民館
- (2) 秦野市立サンライフ鶴巻
- (3) 秦野市文化会館
- (4) 秦野市立宮永岳彦記念美術館
- (5) 秦野市立図書館
- (6) 秦野市ほうらい会館
- (7) 秦野市保健福祉センター
- (8) 秦野市広畑ふれあいプラザ
- (9) 秦野市末広ふれあいセンター
- (10) 秦野市表丹沢野外活動センター
- (11) 秦野市曲松児童センター
- (12) 秦野市中野健康センター
- (13) 秦野市里山ふれあいセンター
- (14) 秦野市カルチャーパーク総合体育館
- (15) 秦野市カルチャーパーク陸上競技場
- (16) 秦野市カルチャーパーク野球場
- (17) 秦野市カルチャーパーク庭球場
- (18) 秦野市カルチャーパーク水泳プール
- (19) 秦野市おおね公園
- (20) 秦野市立野緑地庭球場

現在、使用料を徴収している施設全てを対象として、機構順に記載しています。

なお、令和元年12月現在建設中のボルダリング場（はだの丹沢クライミングパーク）については、使用料を徴収する予定ですが、施設の管理運営に係る経費等をコストとして捉えて、その1/3を利用者負担とする使用料設定の考え方とは異なる料金体系となるため、本基準の対象施設には含まないこととしています。

（使用料の額の算定手順）

3 更新後の対象施設に係る使用料の額は、次に掲げる手順で算定するものとする。

(1) 試算

秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針（平成26年11月策定）8適正化を図るための統一基準の基準2に定める算定方法により使用料の額を試算する。この場合において、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 使用料の額

使用料の額は、前号の規定により算出した額とする。

(3) 使用料の額の調整

前号の規定にかかわらず、第1号の規定により算出した額を使用料の額とした場合において、次に掲げる全ての要件（更新前における同種・同規模の施設がないときは、イに掲げる要件）を満たす施設については、使用料の額を調整して定めることができる。

ア 更新前における同種・同規模の施設の使用料の額に比べ、使用料の額が2倍以上となること。

イ 他の公共施設の同種・同規模の施設に比べ、使用料の額が高額となること。

ウ 更新前よりもその施設の利用が低調となることが見込まれること。

使用料の算定基準を定めています。

① 試算

平成29年10月の使用料の見直しの考え方となった「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」に算定方法が示されています。

「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」（抄）

基準2 算定方法を明確にします

(1) 算定の基礎となる管理運営費用は、直接的及び間接的人件費、減価償却費（建物を有しない施設の場合は、将来の更新費用見込み額を耐用年数で除した額を加えます。）も含めたフルコスト（以下「フルコスト」といいます。）とします。ただし、営繕工事費等の臨時的費用並びに国県補助金等充当費用、自動販売機の電気料等、利用者への転嫁が適切ではない費用は除きます。

(2) 利用者負担割合は、原則としてフルコストの3分の1以上を稼働率50%で

達成することを目指します。また、営利目的及び入場料を徴収する場合は、一般財源負担が生じない水準を目指しますが、このことが近隣他市の同種の施設との競争力を失せることにならないよう配慮するものとします。

(3) 前号に定める利用者負担割合の対象とするのは、市民誰もが利用できる（不特定の市民が利用する）施設のうち、次の施設を除いた施設とします。

ア 展示を目的とする施設(例:宮永岳彦記念美術館(市民ギャラリーは除く。)、桜土手古墳展示館)

イ 公費負担がなくても採算の取れる見込みのある施設又は同様に利用できる民間施設が存在し、使用料の均衡を図るべき施設(例:弘法の里湯、駐車場、駐輪場)

ウ 現在の使用料の水準で負担割合を達成している施設

(4) 使用料の算定には、次に掲げる計算式を用いるものとします。ただし、特殊な機器や設備を使用する場合など、一律の計算式による算定が馴染まないものについては、本方針の趣旨を踏まえ、別に算定することとします。

【計算式】

フルコスト(円)÷延べ床面積(㎡:共用部分を除く。)=年間コスト円/㎡…A

A×部屋の面積(㎡)=部屋の年間コスト(円)…B

B÷年間利用可能時間の50%(時間)=1時間当たりのコスト(円/時間)…C

C÷3=1時間当たりの使用料の目安(円/時間:50円未満切捨て50円以上切上げ)

(5) 異なる施設であっても、性質の似ている施設や設備は、合算して算定するなど、使用料の均衡を図ります。(例:公民館と保健福祉センターの会議室、文化会館の展示室と宮永岳彦記念美術館の市民ギャラリー等)

(6) 減価償却費相当分は、各年度の維持補修の財源に充てたものを除き、公共施設整備基金に積み立てることとします。このことにより、計画的維持補修と更新を着実に進め、負担増を求める効果を「見える化」します。

このうち、(4)の計算式を用いる場合は、該当施設の直近の管理運営費データや更新後の施設の光熱水費等の見込みデータの提供を受け、行政経営課が試算します。試算の際の端数処理については、「50円未満切り捨て、50円以上切上げ」としていましたが、平成29年10月の使用料見直しにおいては「100円未満切捨て」とした経過があるため、これを踏まえた対応としています。

なお、(4)ただし書きに該当する場合には、施設所管課と行政経営課で協議しながら試算を行うこととなります。

② 調整の必要性の判断

第2号に記載しているとおり、更新後の施設の使用料は、第1号による試算使用料を用いることとしています。

ただし、第3号ア～ウ全てに該当する場合には、使用料を調整して設定することができます。

なお、更新後の施設において新たな機能を持つ部屋が設置された場合(旧施設には音楽室なし、更新後は音楽室あり、など)には、イの要件を満たす場合に調整が可能です。

また、ウについては「直近の利用状況等を勘案した場合、更新後の

施設において旧施設よりも部屋・室の稼働率が低下する見込みがある」ことを指標としています。よって、平成29年10月の使用料見直し以降から更新前までの各部屋・室の稼働状況を把握したうえで、稼働率の変動の要因を分析し、更新後の施設の稼働状況を予測する必要があります。この分析や予測については、全施設の情報や利用及び使用料収入の状況を継続的に把握している立場から、行政経営課が協力することとします。

以上のように、更新後の施設における使用料は、現在の使用料の算定方法を踏襲しながらも、一定の要件に該当すれば調整が可能となっています。しかし、ア～ウの全てに該当しても、使用料の調整を必ず行わなければならない、ということではありません。次の3点によく注意したうえで、使用料調整の必要性を判断するようにしてください。

1 使用料調整の目的

使用料算定の考え方は、新施設となった公共施設を最大限に活用するため（＝広く市民に利用してもらうため）のものであり、新施設の使用料を安易に引き下げることが目的ではないことに留意してください。

2 減価償却費の上昇

築年数が60年程度の古い施設を更新するため、使用料算定に含まれる「減価償却費相当額」が大幅に上昇します。この「減価償却費相当額の上昇」は、屋内電灯のLED化による電気料金の節約程度では吸収しきれないことを認識したうえで、試算した使用料の調整の必要性を判断してください。

3 税負担の公平性の確保

平成30年度に実施したアンケート調査では、公共施設を「週に1回以上」又は「月に1回以上」利用すると回答した割合は、全体の28.2%に過ぎません。ほとんどの市民はまったく公共施設を利用しないか、年1回程度の利用であり、実際に施設を使用する市民だけではなく、使用しない市民との税負担の公平性の確保を十分に考慮してください。

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年2月3日）

報告課名 学校教育課

報告者名 久保田 貴

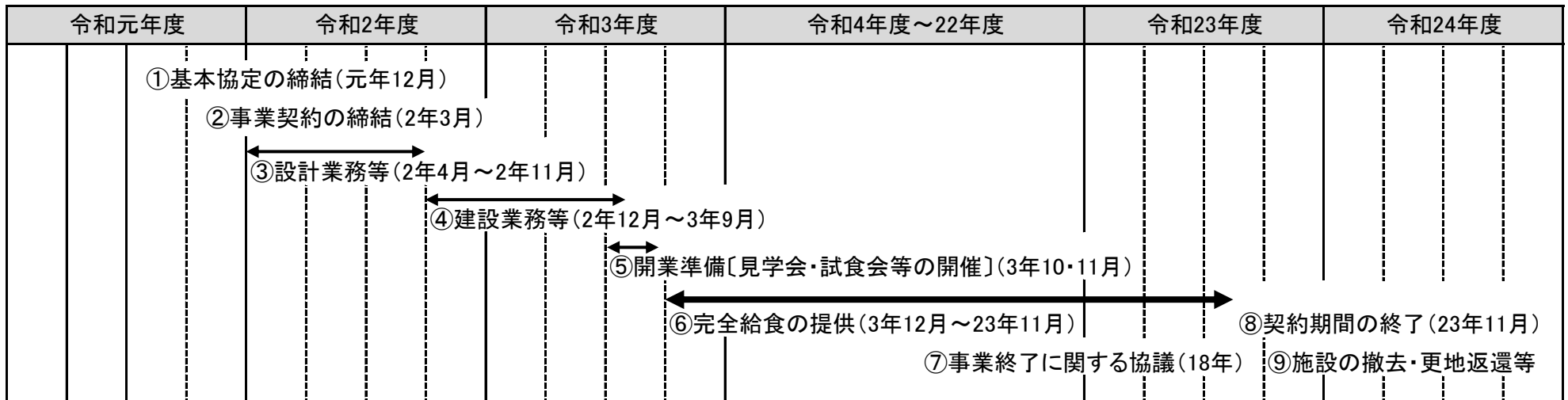
事案名	学校給食センターの整備・運営に係る「事業契約」について	資料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 無
提案趣旨	ハーベストネクストグループと本年度内の契約を目指している「事業契約」の方針について報告するものです。	
概要	<p>1 事業契約の期間 契約締結日の翌日から令和23年11月30日まで （準備期間1年6か月、事業期間20年）</p> <p>2 受注者が行う業務 (1) 施設整備業務（設計、工事監理、建設及び調理設備等調達） (2) 運營業務（開業準備、調理、衛生管理、配送・回収及び維持管理等）</p> <p>3 学校給食センターの建設及び運営等 (1) 受注者は、自己の責任と費用により、学校給食センターを設計して建設期間内に完成し、将来にわたり所有することとします。 (2) 学校給食センター施設内には、市の担当職員が常駐する事務室を設置し、市と受注者が連携して学校給食事業を運営します。</p> <p>4 受注者が提供するサービス及びサービスの対価 (1) 受注者が行う業務は、学校給食センターの整備及び運営に関して受注者が提供する「一体のサービス」とし、市はこれを購入してサービスの対価（サービス購入料）を受注者に支払うこととします。 (2) サービス購入料の総額は、68億9,969万56円の範囲内とし、その内訳は次のとおりとします。 ア 当初事業費（提案金額） 59億9,969万56円 イ 将来負担費（変動リスク分） 9億円 (3) 受注者は、各業務の当初事業費及び将来負担費の内訳を記載した「事業計画書」を市に提出し、市と受注者は事業計画を基に協議の上、各年度のサービス購入料を決定します。 その際、原則として、当初事業費は事業期間にわたる割賦払いとして固定し、将来負担費は、別途定める基準に基づき、一定期間ごとに市と受注者が協議の上で決定することとします。</p>	

概要	<p>5 サービス水準の測定及び評価（モニタリングの実施）</p> <p>(1) 市は、自己の責任と費用により、受注者が提供するサービスの水準について一定期間ごとに測定及び評価（モニタリング）を行い、その結果を受注者に通知します。</p> <p>(2) 市は、モニタリングの結果、受注者が提供するサービスが市の求める水準に達していないと認めた場合は、受注者に是正を求めるとともに、別途定める基準に基づき、サービス購入料を減額できることとします。</p> <p>6 付帯事業の実施、権利の処分等</p> <p>受注者は、次の行為を行おうとする場合は、あらかじめ市に対して具体的内容を明らかにし、書面による承認を得ることとします。</p> <p>(1) 学校給食センターを活用し、本市の学校給食以外の事業を行うとする場合</p> <p>(2) サービス購入料請求権又は事業契約に基づき市に対して有する一切の権利等を処分しようとする場合</p> <p>7 契約の解除</p> <p>市及び受注者は、契約における重要な義務に違反した場合等、別途定める事項に該当すると認めた場合は、互いに契約を解除できることとします。</p>
経過	<p>令和元年 7月25日 受注者（企業グループ）を募集 ～10月4日</p> <p>〃 10月24日 選定委員会が受注候補者を選定</p> <p>〃 12月23日 臨時議員連絡会で事業提案の概要及び基本協定書（案）を報告</p> <p>〃 12月25日 ハーベストネクストグループと基本協定を締結</p> <p>令和2年 1月10日 受注者及び事業提案概要を公表（記者発表）</p> <p>〃 1月17日 第4回選定委員会及び1月定例教育委員会会議で契約骨子について協議</p> <p>〃 1月28日 政策会議で「事業契約の方針」を決定</p>
今後の進め方	<p>令和2年 2月14日 議員連絡会で「事業契約の骨子」を報告</p> <p>〃 3月19日 事業契約書の決定（教育委員会会議）</p> <p>〃 3月下旬 ハーベストネクストグループと「事業契約」を締結</p> <p>〃 5月 設計業務（基本設計の確定）</p> <p>〃 11月 設計業務（実施設計の確定）</p> <p>〃 12月 建設業務</p> <p>～令和3年 9月</p> <p>〃 10月～11月 開業準備業務（施設見学会（試食会）等の開催を含む。）</p> <p>〃 12月 中学校9校で完全実施</p>

学校給食センターの整備・運営に係る「事業契約」の骨子について

- 1 事業契約の期間は、契約締結日の翌日(令和2年3月)から令和23年11月30日までとします。(準備期間1年8か月、給食提供期間20年)
- 2 受注者が行う業務は、「施設整備業務」及び「運営業務」とします。
- 3 受注者は自己の責任と費用により、学校給食センターの建設及び運営等を行います。また受注者は、施設内に市の担当職員が常駐する事務室を設置し、市と連携して学校給食事業を運営します。
- 4 受注者が行う業務は、学校給食センターの整備及び運営に関する一体のサービスとし、市はサービス購入料として当初事業費59億9,969万56円に加え、将来負担費として9億円の範囲内で必要な額を受注者に支払います。
- 5 市は自己の責任と費用により、受注者が提供するサービスに対する測定及び評価(モニタリング)を行います。モニタリングの結果、サービスが市の要求する水準を満たしていないと判断した場合は是正を求め、また別途定める基準に基づきサービス購入料を減額できることとします。
- 6 受注者は、次の行為を行おうとする場合はあらかじめ具体的内容を明らかにし、書面により市の承認を得ることとします。
 - (1) 学校給食センターを活用し、本市の学校給食事業以外の事業を行う場合
 - (2) サービス購入料請求権又は事業契約に基づき市に対して有する一切の権利等を処分する場合
- 7 市及び受注者は、契約における重要な義務に違反した場合等、別途定める事項に該当すると認められた場合は互いに契約を解除できることとします。

1 事業契約の期間 → 事業契約の翌日から令和23年11月30日まで



(令和元年12月18日、令和2年1月8日 調整部会)

令和2年2月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	(事業名)	北矢名字南太夫窪 1 1 0 番 6 ほか	(事業主名)	第一種低層 住居専用地域	599.69	共同住宅1棟(世帯用12戸)及び 駐輪場1棟
2	(事業名)	菖蒲字蛇塚 5 8 番 2 ほか	(事業主名)	市街化調整区域	1134.38	店舗1棟及び物置1棟
3	(事業名)	菩提字東五反地 2 6 1 番 ほか	(事業主名)	第一種中高層 住居専用地域	1279.35	障害者施設1棟 (知的障害者向けグループホーム)
4	(事業名)	東田原字御嶽 6 3 9 番 1 ほか	(事業主名)	第一種低層 住居専用地域	2999.56	専用住宅11戸
5	(事業名)	東田原字御嶽 6 4 1 番 1 の一部ほか	(事業主名)	第一種低層 住居専用地域	2423.16	専用住宅7戸
6	(事業名)	戸川字山王塚 2 9 番 2	(事業主名)	工業地域	1005.13	専用住宅6戸

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。